

国土交通省の建設工事における 事故防止重点対策と フォローアップ調査

国土交通省大臣官房技術調査課

べつき たかし
課長補佐 別木 孝

1. はじめに

最近、公共工事の品質確保が厳しく問われている。入札契約の透明化やコスト縮減を目指すことで、一般競争入札が積極的に取り入れられているが、一方で、ダンピング受注による品質低下や下請企業への赤字が、建設現場の安全衛生面においても影響し、労働者へのさまざまなしわよせとなることが懸念されている。

また、土木構造物を構築する建設業は、現場ごとに地形などさまざまな施工条件が違うことから、単品構造物を生産しており、すべてが同じも

のは、二つとない。このことが、大量生産の工業製品や家電製品を生産する他の産業に比べ、作業手順の画一化はできず、建設事故を減らすことを難しくしているともいえる。

そのため、国土交通省では、従前から建設現場における事故について要因分析が行えるように、事故データを積み重ね、分析・検討を行い、事故防止のための安全対策等必要な措置を講じてきたところである。

本稿では建設工事における労働災害の現状と、当省で実施している事故防止重点対策とフォローアップ調査について述べる。

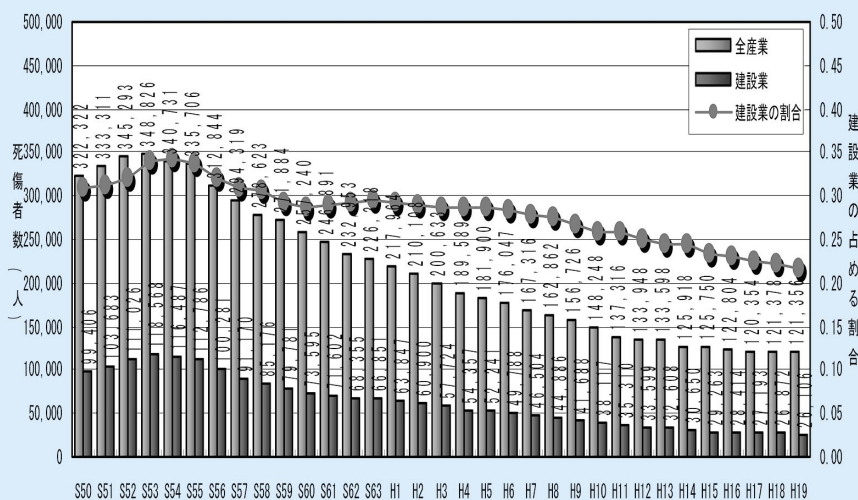


図 1 建設業の死傷者数

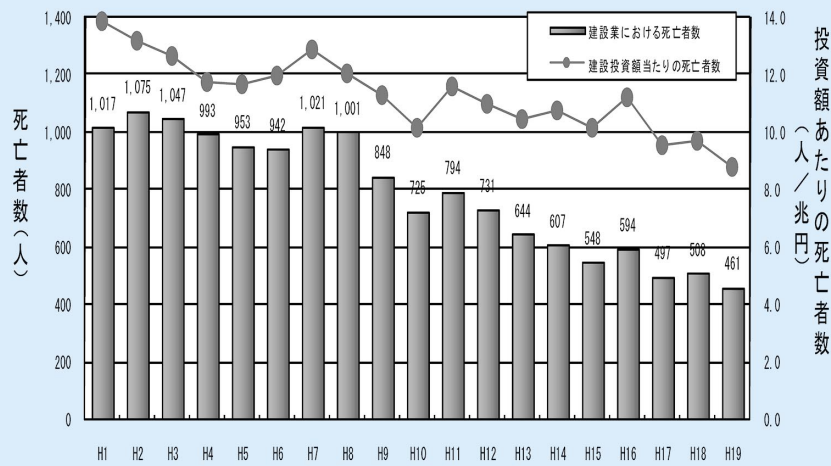


図 2 建設業の死亡者数

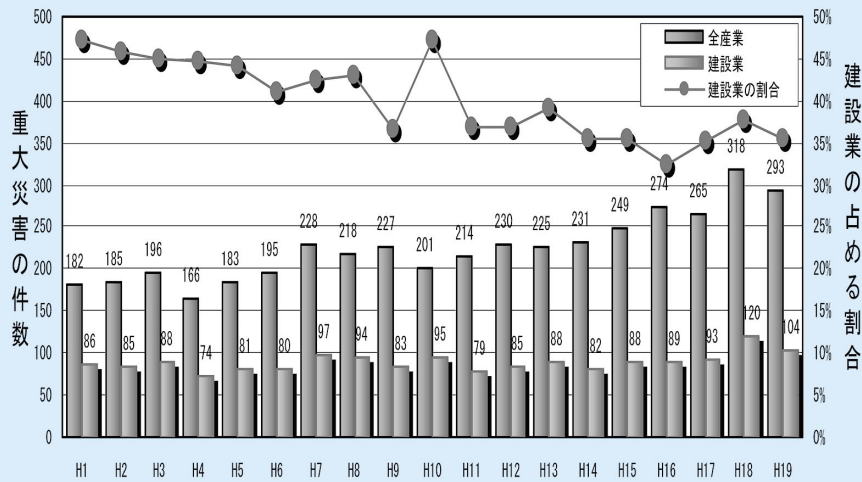


図 3 わが国の重大災害の推移

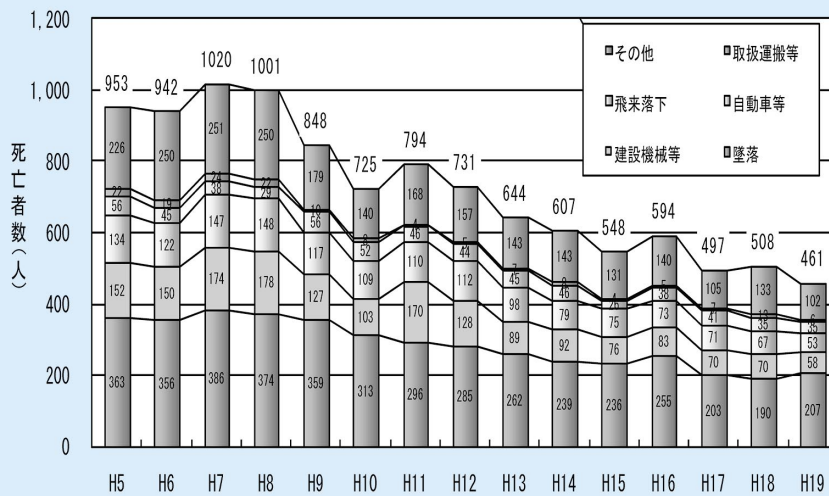


図 4 建設工事における事故分類ごとの死亡者数の推移

2. 建設工事における労働災害の現状

わが国の労働災害（全産業）は、昭和53年以降減少傾向が続き、平成19年の死傷者数は約12万1,000人で、このうち、建設業は、約2万6,000人（死者数は461人）となっており、ピーク時の3分の1以下にまで減少している（図 1、2）。

一方、近年の重大災害（3人以上の死傷者発生事故）の発生推移を見ると、増加傾向にあるといわざるを得ない（図 3）。

また、建設工事の事故分類に着目すると、墜落、建設機械等、自動車等、飛来・落下の4要因で大半を占めている（図 4）。

3. 国土交通省の建設工事における安全対策の取り組み

国土交通省では、公共工事における労働災害および公衆災害の重大性に鑑み、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（平成4年7月）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月）をそれぞれ策定し、平成8年には建設業にお

ける事故の実態を把握するため、「事故データベース（SASデータ）」の構築とともに、「土木技術安全施工技術指針」の改定を随時実施してきた。

平成12年には事故分析や対策を検討するための学識経験者、建設業団体、現場従事者団体および厚生労働省等の行政機関等からなる「建設工事事故対策検討委員会」を設置し、継続的に事故の要因分析や防止対策に取り組んできているところである。

また、本委員会の検討を踏まえ、毎年、「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」を通知し、安全対策の徹底を図っている。

国土交通省内における事故委員会等と事故関係情報の流れについて図 5 に示す。

4. 重点対策の概要と事故委員会での取り組み

平成21年度の重点対策は、表 1 のとおりである。事故防止対策は発注者および関係業団体の双方がそれぞれ実施することとなっており、関係業団体にも通達文を送付し協力を呼びかけている。以下にその主な項目についての概要を記す。

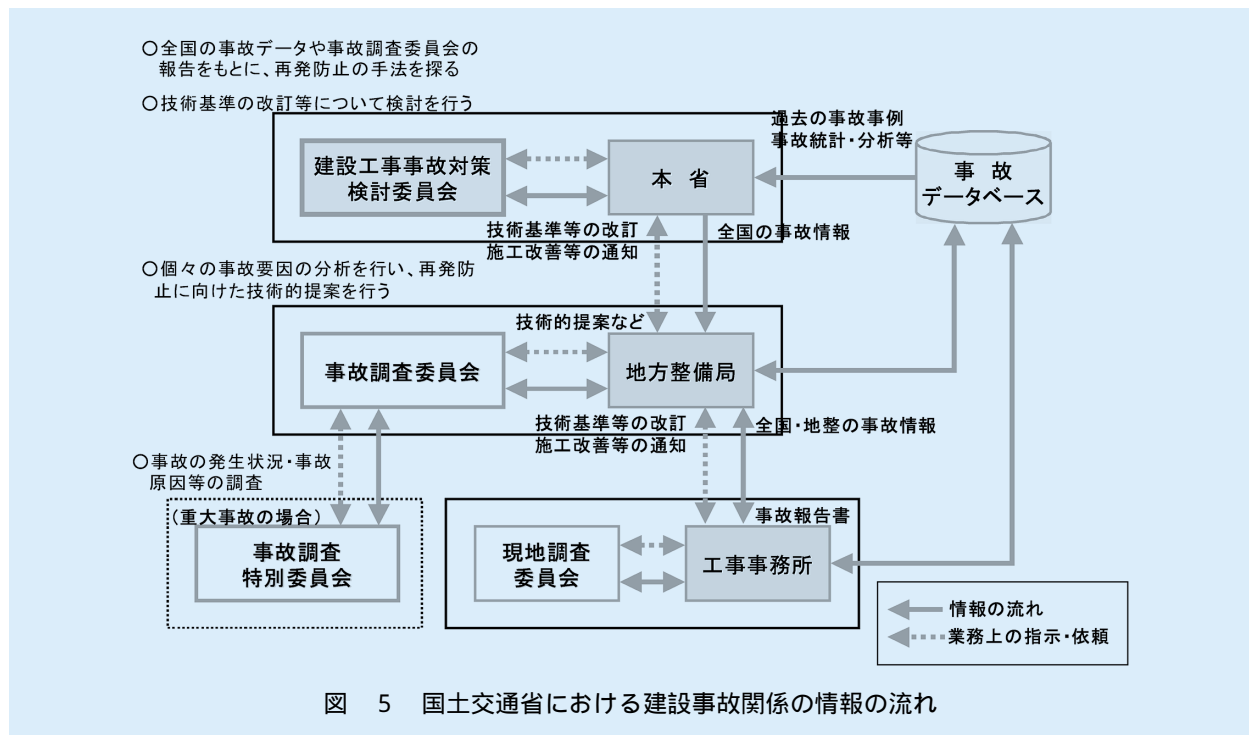


図 5 国土交通省における建設事故関係の情報の流れ

(1) 交通事故防止重点対策

交通事故防止対策については、平成13年から、事故防止委員会において、事故防止対策による効果や事故の要因分析等に取り組んできたところであるが、近年大幅に増加している。

このことから、平成21年度は、事故発生個所の道路状況や工事の作業状況等の観点から事故発生原因の分析を行い、もらい事故防止に有効な安全設備等について検討するとともに、一般通行車両の現道工事における交通事故の危険性について、道路利用者に周知するための方策についても検討することとしている。

関係業団体が実施する対策として、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車両の制動抑止

を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかけることとしている。

(2) 法面からの墜落事故防止重点対策

法面墜落事故の防止対策については、平成14年から取り組んでおり、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上することとしている。

関係業団体が実施する対策として、大規模および特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。また、作業計画および作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推奨する。さら

表 1 平成21年度 建設工事事務防止のための重点対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> I 発注者が実施する対策 <ul style="list-style-type: none"> 1. 交通事故防止重点対策 2. 法面からの墜落事故防止重点対策 3. 工事全般にわたる事故防止重点対策 4. 工事事務防止に係る広報活動の推進 5. 安全活動の評価 6. 重大災害防止重点対策 II 関係業団体が実施する対策 <ul style="list-style-type: none"> 1. 交通事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転者の注意喚起，車両の制動抑止 2. 重機事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) ステッカー運動の推進 (2) 重機との接触事故の防止対策の推進 3. 足場からの墜落事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 足場の施工計画の充実，チェックリスト等の活用，経験者による点検 4. 法面からの墜落事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 昇降設備の設置の推進 (2) 法面施工管理技術者の資格取得 (3) 斜面・法面工事用仮設設備に関する安全対策 5. 各種事故共通重点対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現場管理者，技能者，建設従事者等を対象とした安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建設従事者に対する安全衛生教育の実施 (イ) 技能者等に対する再教育の推進 (ウ) 現場管理者等に対する教育の推進 (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進 (3) 表彰制度の推進 (4) 工事事務防止に係る広報活動の推進 (5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出 |
|---|

に、斜面・法面工事用の仮設設備を設置する場合には「JIS A 8972」(斜面・法面工事用仮設設備)が制定されたことが周知されるよう働きかけることとしている。

(3) 足場からの墜落事故防止重点対策

足場からの墜落事故防止対策は、平成13年から継続して取り組んでおり、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省)」によるものとするので、平成21年3月の土木工事共通仕様書改訂において記載したところである。

関係業団体が実施する対策として、足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時および供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行うよう働きかけることとしている。

(4) 重機事故防止重点対策

重機事故防止対策については、ステッカー運動の推進として「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。また、現場の状況を十分に勘察し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかけることとしている。

(5) 工事全般にわたる事故防止重点対策

ヒューマンエラーのうち近道・省略行動本能による事故を防止するため、近道・省略工事に起因する代表的な事故事例について分析し、具体的な事故防止対策を検討することとしている。

(6) 安全活動の評価

直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとすることとしている。

関係業団体が実施する対策として、工事完成時に上記対策の実施など安全活動に係る創意工夫の

成果を発注者に提出するよう働きかけるとしている。

(7) 重大災害防止重点対策

重大事故発生件数は近年において増加傾向であることから、重大災害の事例収集を行い、その発生傾向や原因について分析を行い、重大災害の防止に有効な事故防止対策について検討することとしている。

(8) その他の対策

その他の各種事故重点対策として、以下の取り組みを推進することとしている。

- ① 工事故防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に関する看板等の設置を推進
- ② 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進
- ③ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進(COHSMS:コスモス)
- ④ 表彰制度を推進し、安全意識の向上を図る。

5. おわりに

ハイインリッヒの法則によると、1件の重大な災害・事故の陰には29件の軽い災害・事故があり、さらにその陰には300件の災害・事故には至らなかったヒヤリ・ハットで済んだ事象があるとされている。事故報告で、表に出るものは氷山の一角でしかなく、それまでに数え切れない「不安全行動」や「不安全状態」があったわけである。1件の重大な災害・事故をなくすためには、膨大な安全への取り組みが必要である。悲惨な事故をなくすためには、「無駄」や「バカらしい」とわれようが、地道に確実に取り組むしかないのである。

安全への取り組みの活動は慣れや軽視から、ややもするとマンネリ化、形骸化してしまいがちであるが、各工事現場において、再度安全点検について重点的に実施され、事故撲滅に取り組んでいただきたい。